

1

出入口

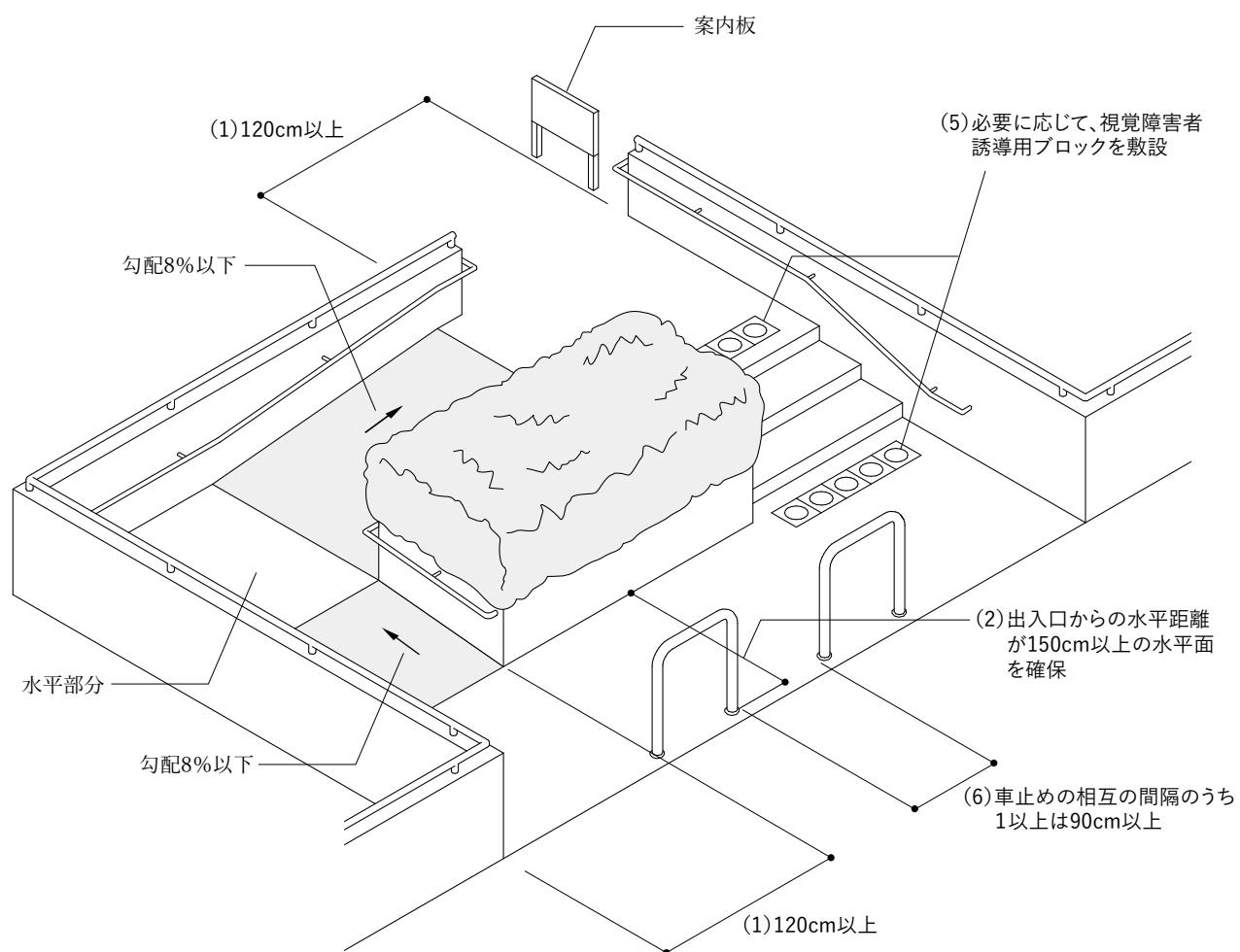
整備の基本的な考え方

○公園の出入口は安全かつ円滑な構造とする。

○出入口付近に設ける車止めは十分な間隔を確保し、視覚障害者や車椅子使用者等の円滑な通行に努める。

整備基準		解 説	望ましい水準
公園の敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。			○主要な出入口は整備する。
(1) 有効幅員	有効幅員は、120cm以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90cm以上とすることができる。	●「有効幅員」とは、内のりのことであり、手すりがある場合は、その内側からの寸法となる。以下同じ。	
(2) 水平面の確保	出入口からの水平距離が150cm以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		
(3) 路面の仕上げ	路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上げとすること。		
(4) 段	車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、2の(10)に定める構造の傾斜路を設けること。	●やむを得ない2cm以下の段差は、段と見なさない。	
(5) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。	●視覚障害者誘導用ブロックの構造については、別表第2の16(3)アを参照のこと。	
(6) 車止め柵の間隔	車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち1以上は、90cm以上とすること。		

□ 出入口の整備例



2

園路

整備の基本的な考え方

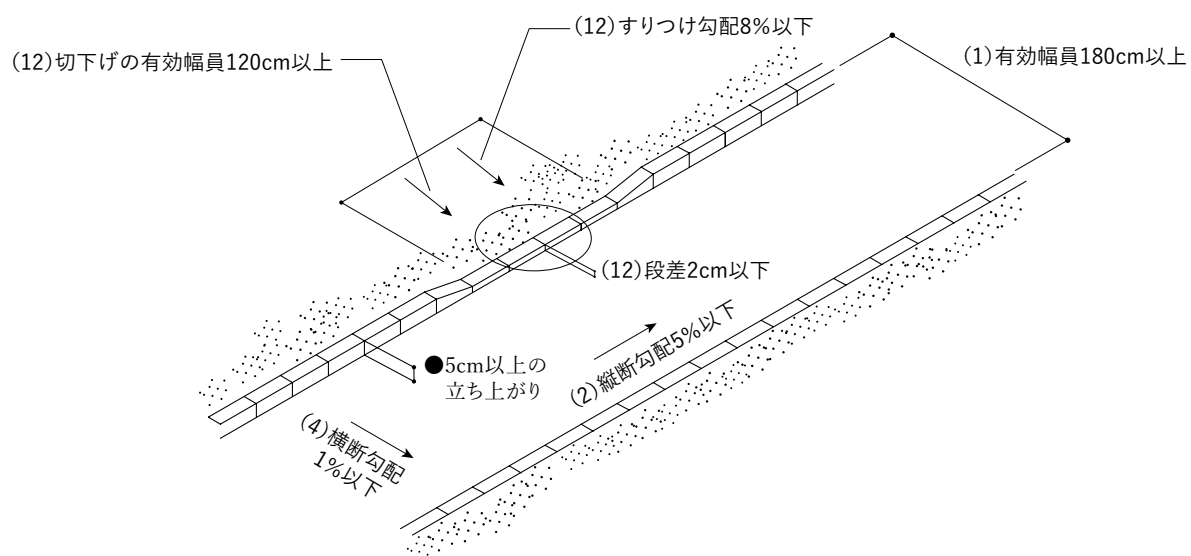
- 園路はできる限り平坦とする。
- 園路の一方又は両端部が斜面や池等により車椅子等の円滑な通行に支障があると見られる場合は、車椅子使用者等の眺望を確保しながら、手すり、園路両端部の立ち上がりを適宜設ける。
- 公園内の階段は手すりを設ける。
- 階段は来園者の利用しやすい構造とする。
- 園路内に高低差や段が生じる場合には傾斜路を設け、利用者が安全かつ円滑に利用できるように整備する。
- 傾斜路の勾配はできる限り緩やかに設ける。また、傾斜路の路面は滑りにくい仕上げ材を使用する。

整備基準		解 説	望ましい水準
主要な園路は、次に定める構造とすること。		●「主要な園路」とは、出入口と主要な公園施設とを結ぶ園路等、公園の利用上欠かせないものをいう。	
(1) 有効幅員	有効幅員は、180cm 以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ 50m 以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を 120cm 以上とすることができる。		○車椅子のすれ違い箇所は、水平にすること。
(2) 縦断勾配	縦断勾配は、5%以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。		
(3) 水平部分の確保	3%以上の縦断勾配が 30m 以上続く場合は、途中に長さ 150cm 以上、幅 180cm 以上の水平区間を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車椅子使用者等の利用に支障のない退避スペースを設置すること。		
(4) 横断勾配	横断勾配は、1%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。		
(5) 両側の構造	両側は、転落を防ぐ構造とすること。	●柵、側壁又は 5cm 以上の立ち上がりを設けること。	
(6) 手すりの設置	必要に応じて、手すりを設けること。	●連続性に配慮し、にぎりやすい形状とする。 ●手すりは、肢体不自由者の右半身麻痺、左半身麻痺等の利用を考慮し、園路の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、片側に連続して設ける必要がある。 ●地面から手すりの上端までの高さは、原則として、2 段の場合は、上段 75～85cm 程度、下段 60～65cm 程度とし、1 段の場合は、75～85cm 程度とすること。 ●原則として、断面が円形（直径 3～4cm 程度）か楕円型とすること。 ●壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを 4～5cm 程度とすること。 ●手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。	○両側に 2 列設置すること。

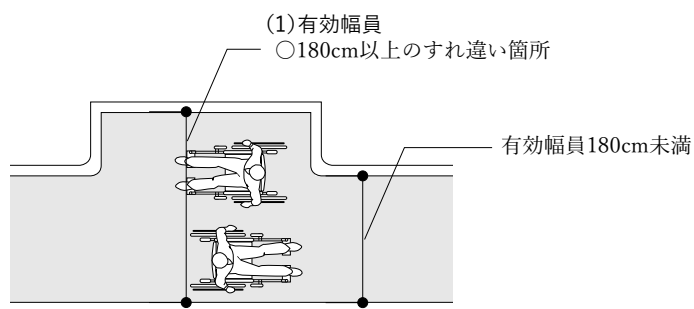
整備基準		解 説	望ましい水準
(7) 路面の仕上げ	路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上げとすること。	●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	
(8) 溝蓋の構造	排水溝には、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。	●つえ、車椅子やベビーカーのキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋とすること。	
(9) 段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設ける場合は、次に定める構造とし、(10)に定める構造の傾斜路を併設すること。	●2cm以下の段差は段とみなさない。	○段の端部は黄色とする等、視覚障害者が判別しやすいものとする。
ア 回り段の禁止	回り段としないこと。	●らせん階段や踊場部分に段を設けた階段としないこと。 ●安全な水平面が確保された直階段又は折れ階段とすること。	
イ 手すり	手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、片側のみとすることができる。	●手すりは、肢体不自由者の右半身麻痺、左半身麻痺等の利用を考慮し、園路の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、片側に連続して設ける必要がある。 ●地面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段75～85cm程度、下段60～65cm程度とし、一段の場合は、75～85cm程度とすること。 ●原則として、断面が円形（直径3～4cm程度）か楕円型とすること。 ●壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを4～5cm程度とすること。 ●手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。	○両側に2段設置すること。 ○段の幅員が3m以上の場合には、中間にも設置すること。
ウ 段の構造	つまずきにくい構造とすること。		
エ 点字表示	手すりの端部の付近には、段の通ずる場所を点字により表示すること。		
オ 転倒防止装置	両側は、転落を防ぐ構造とすること。		
カ 表面の仕上げ	表面は、滑りにくい仕上げとすること。		
(10) 傾斜路	段に代わる傾斜路又は段に併設する傾斜路は、次に定める構造とすること。		
ア 有効幅員・縦断勾配	有効幅員は、120cm以上、縦断勾配8%以下とすること。ただし、段に併設する場合は、90cm以上とすることができる。		
イ 横断勾配	横断勾配は設けないこと。		
ウ 踊場	高低差が75cmを超える傾斜路にあっては、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。		
エ 手すりの設置	手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		
オ 点字表示	手すりの端部の付近には、段の通ずる場所を点字により表示すること。		
カ 転倒防止装置	両側は、転落を防ぐ構造とすること。		
キ 表面の仕上げ	表面は、滑りにくい仕上げとすること。		

整備基準		解 説	望ましい水準
(11) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。	●視覚障害者誘導用ブロックの構造については、別表第2の16(3)アを参照のこと。	
(12) 縁石の切下げ	縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員は120cm以上とし、段差は2cm以下とし、すりつけ勾配は8%以下とすること。		

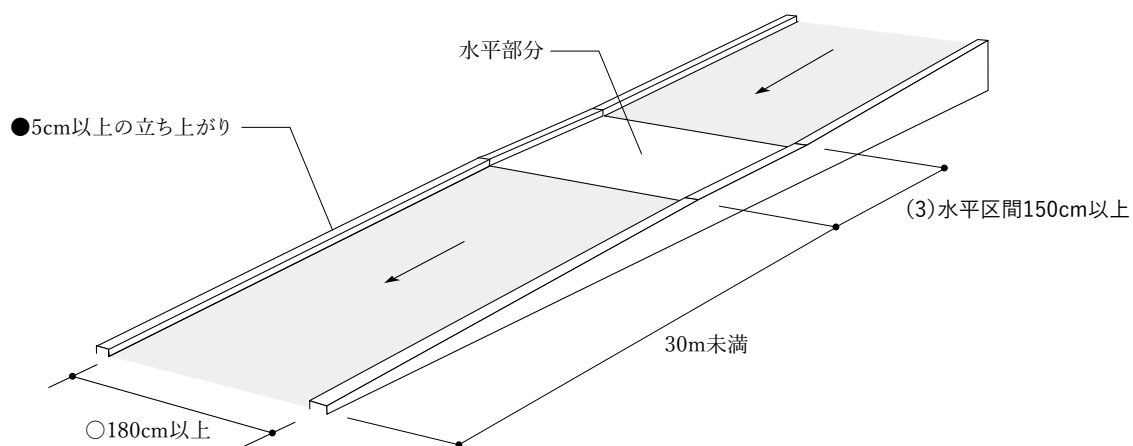
□園路の整備例



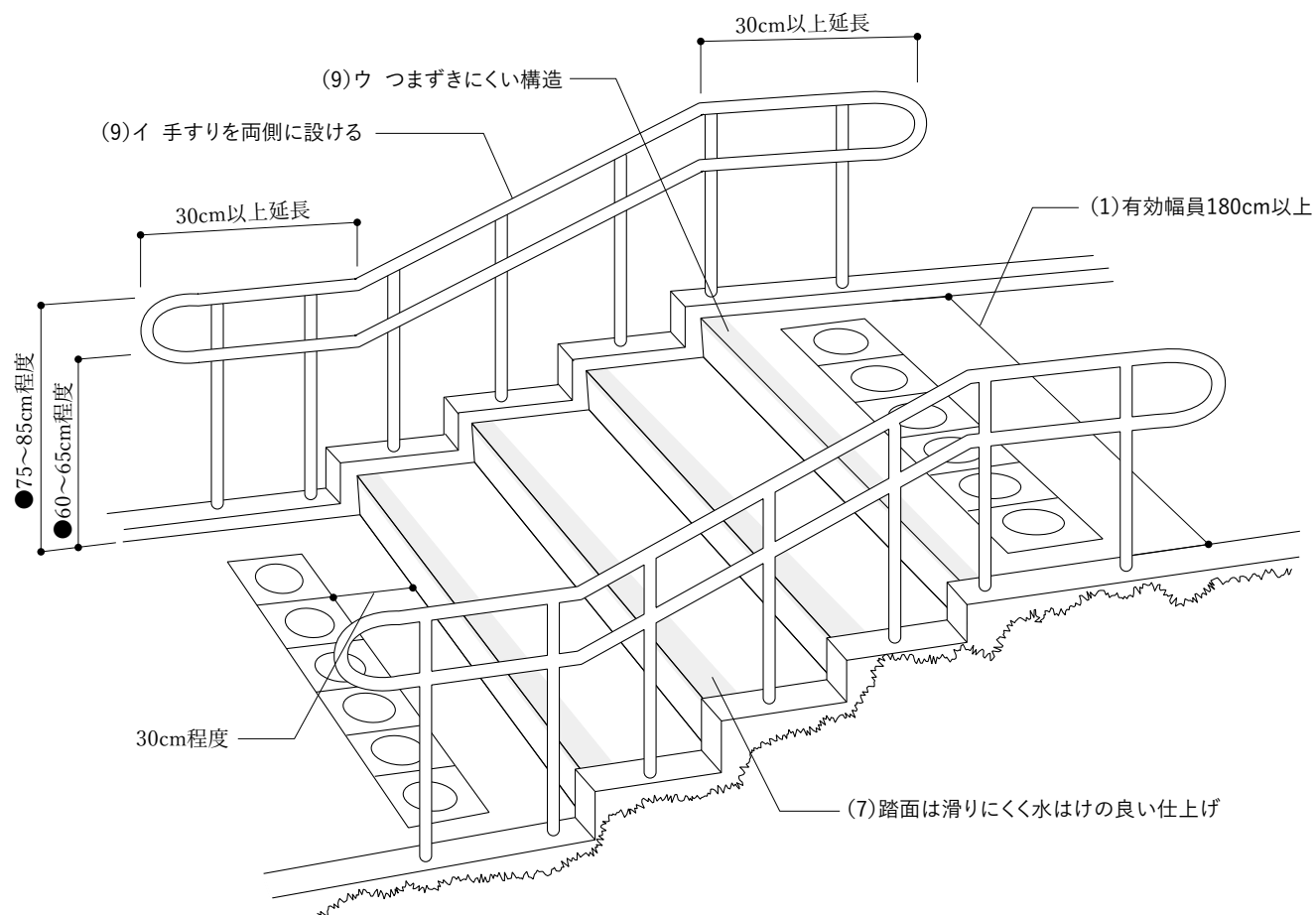
■車椅子使用者同士のすれ違い箇所(有効幅員180cm未満の場合の設計例)



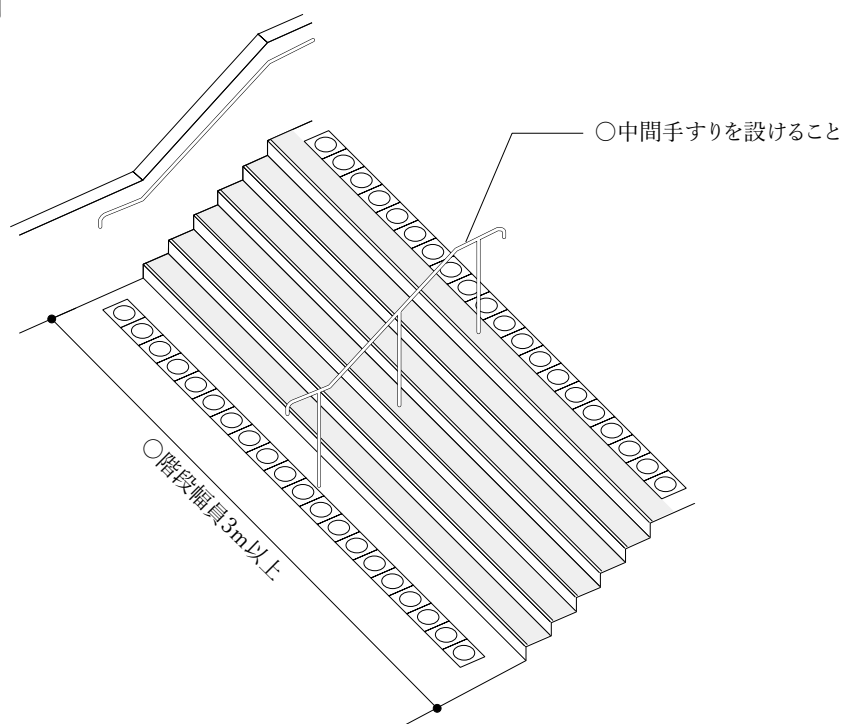
■縦断勾配がある園路(3%以上の縦断勾配が30m以上続く場合)

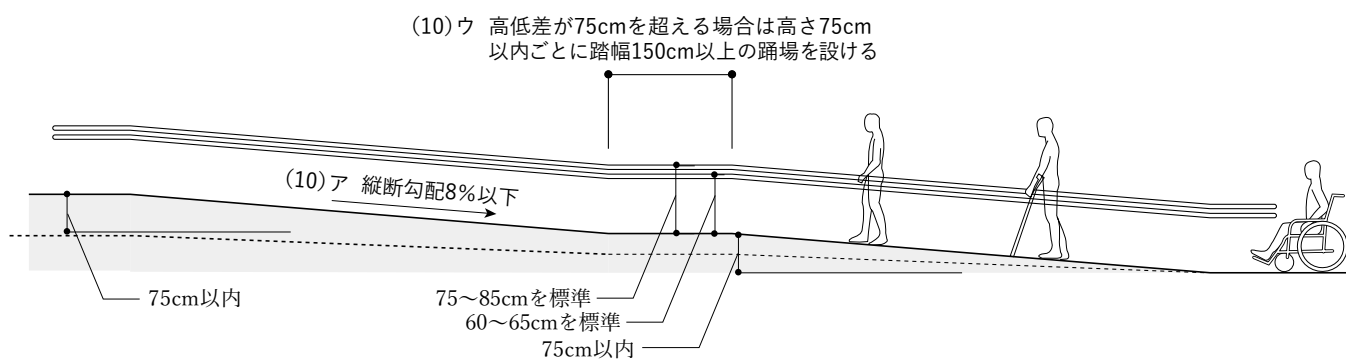
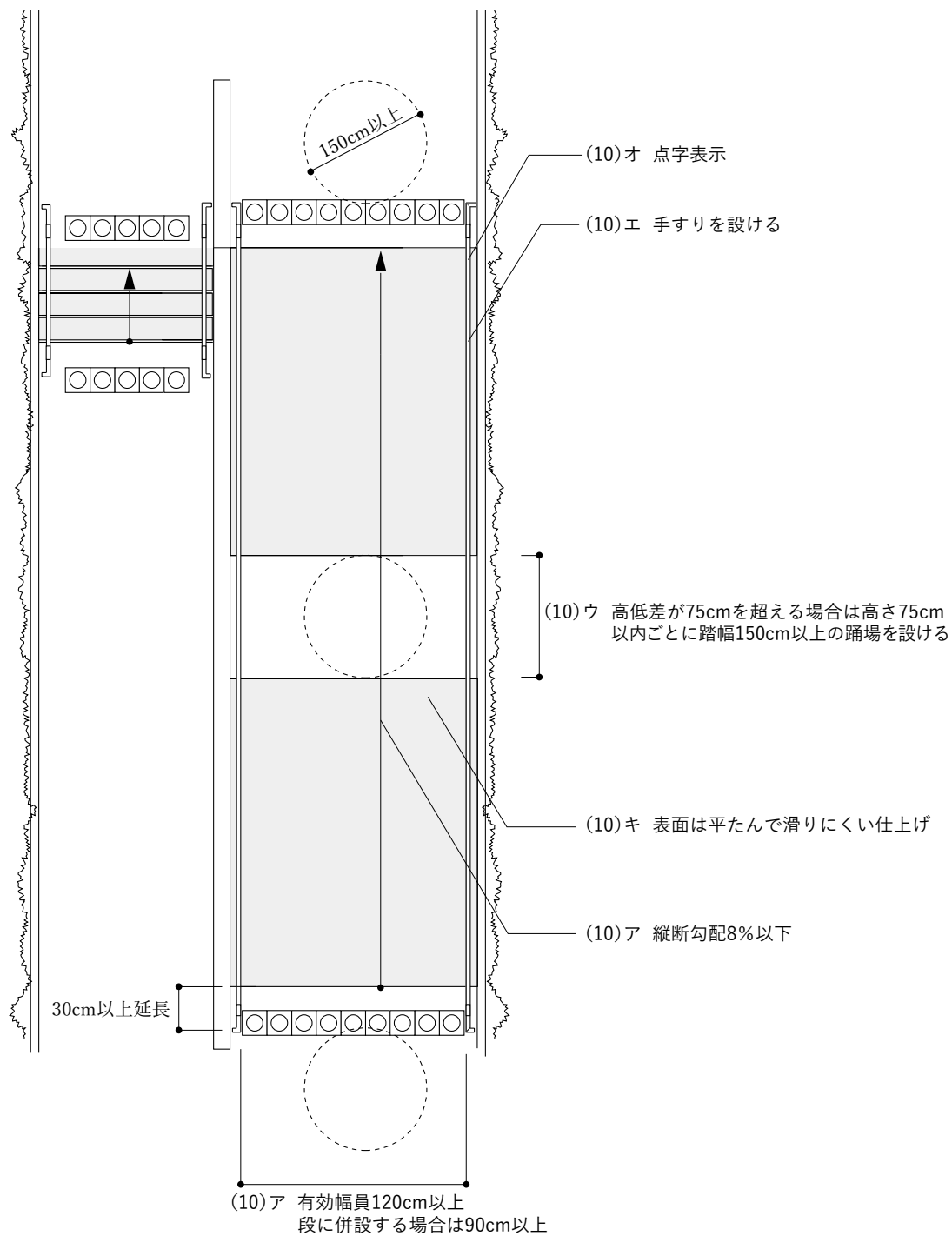


□ 階段の整備例



■ 中間手すりの設置例





3

便所

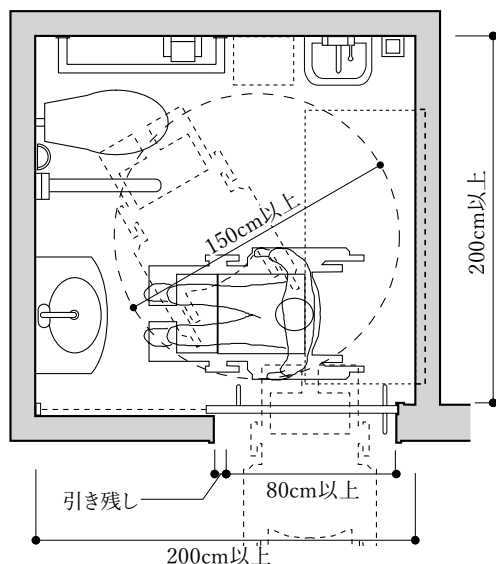
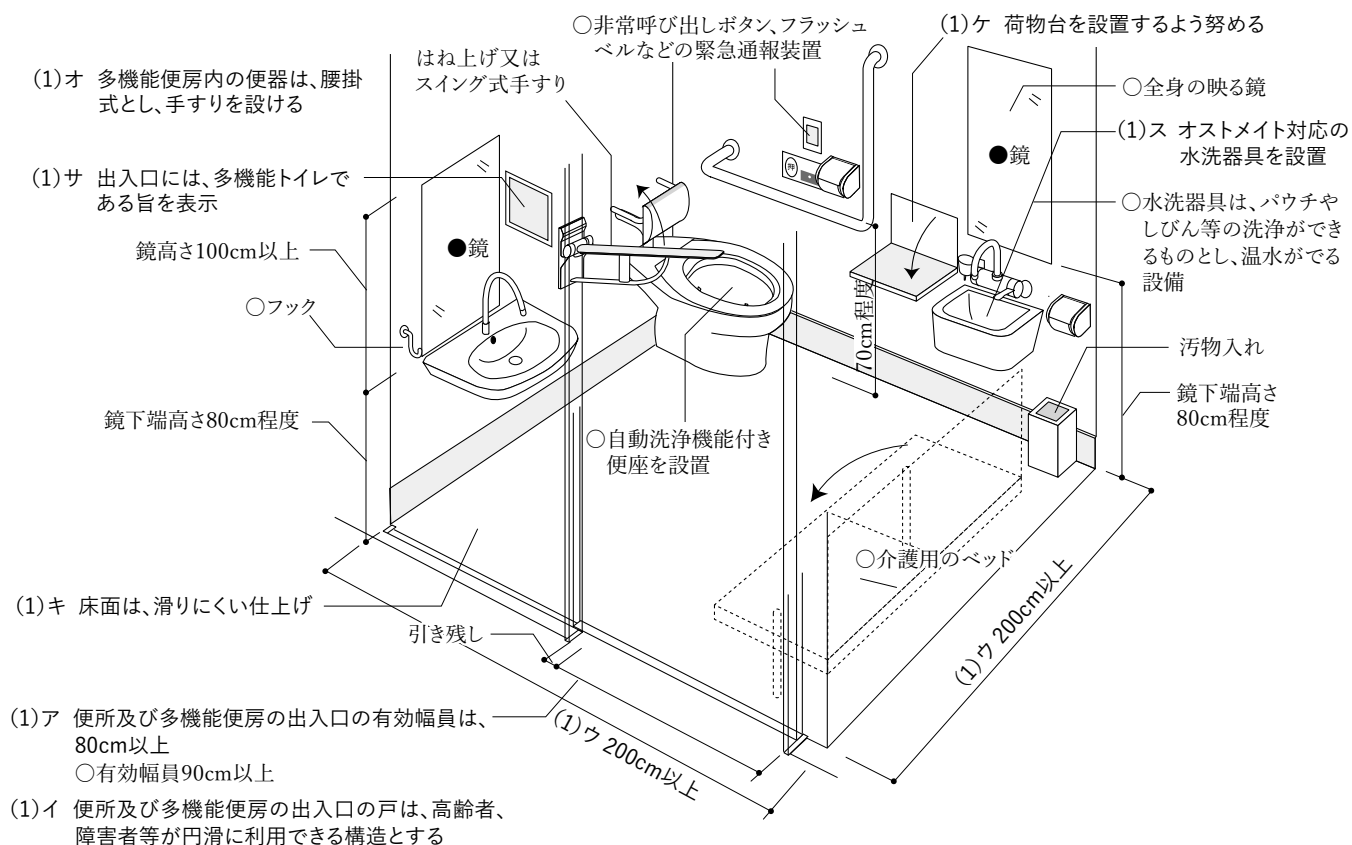
整備の基本的な考え方

○公園内の便所は車椅子使用者、オストメイト、乳幼児・子ども等誰もが円滑に利用できるよう配慮する。

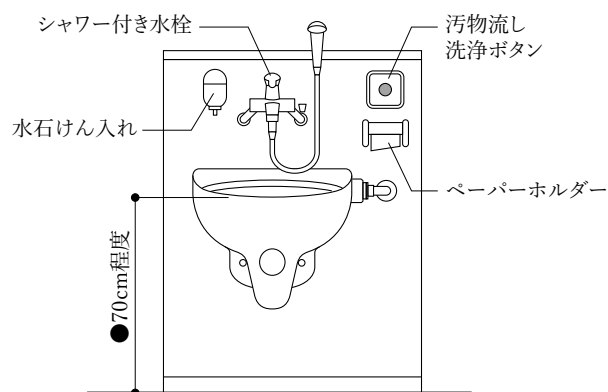
整備基準	解 説	望ましい水準
利用者の利用に供する便所を設ける場合は、1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）の便所は、別表第 3 の 4 の(1)アからスまでに定める構造とすること。	●「2 公共交通機関の施設に関する整備基準」の 4 の(1)アからスまでの解説を参照のこと（132～133 項）。	○「2 公共交通機関の施設に関する整備基準」の 4 の(1)アからスまでの望ましい水準を参照のこと（132～133 項）。

□多機能トイレの整備例

便所については公共交通機関の施設④を参照



■オストメイト対応の水洗器具例



4

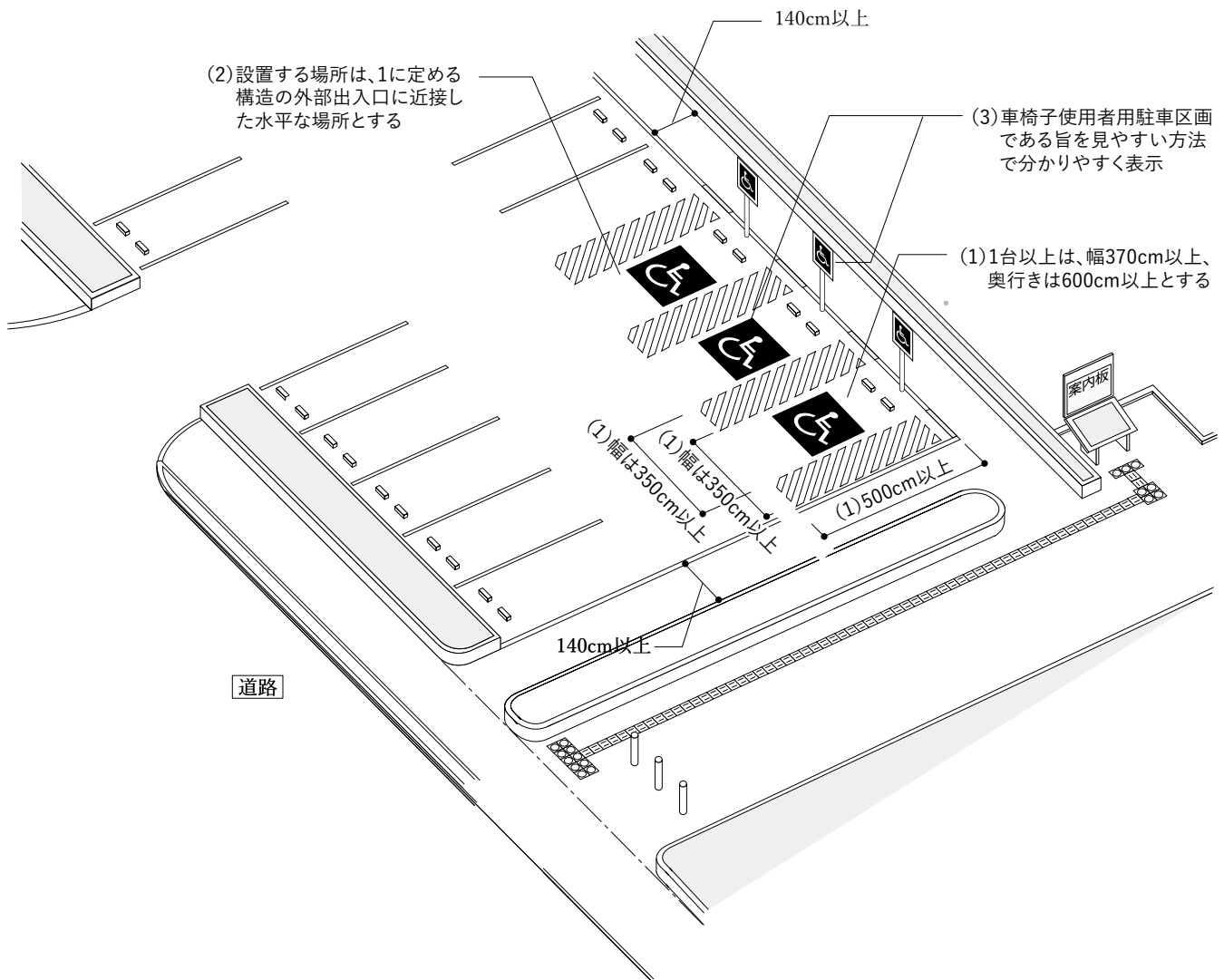
駐車場

整備の基本的な考え方

○公園利用者のために設けられる駐車場には、適切な位置と数の車椅子使用者専用の駐車施設を設ける。

整備基準		解 説	望ましい水準
利用者の利用に供する駐車場を設ける場合は、次に定める構造の車椅子使用者用駐車施設を、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上設けること。		●「駐車場」には、施設に付属する駐車場、路外駐車場の双方が含まれる。 ●台数計算において小数が生じた場合は、整数に切り上げて得た台数以上を整備することになる。 ●必要に応じて、車止めを適切に処置すること。	○発券所等は、曲がり角や斜路部分に設けないように計画するなど、障害者等が円滑に利用できるよう配慮すること。 ○2台分以上のスペースを並べて設けること。 ○見通しの悪いカーブなどの箇所には、ミラーを設けること。 ○雨の日でも濡れずに利用できるよう上屋を設けること。 ○車椅子使用者用駐車施設を次のとおり設けること。 200台以下→1/50以上。 200台超→$(1/100+2)$以上。 ○全ての公共的施設においては、4の項に定める駐車場を設けること。
(1) 駐車施設	幅は350cm以上、奥行きは500cm以上とし、1以上の施設は、幅は370cm以上、奥行きは600cm以上とすること。	●標準駐車施設は、通常250cm以上×500cm以上である。	○車椅子使用者用駐車施設には、乗降用スペースを両側に設けること。
(2) 設置位置	設置する場所は、1に定める構造の出入口に近接した水平な場所とすること。	●他の自動車との動線と車椅子使用者用駐車施設からの動線の交差を避け、駐車施設はできるだけ出入口に近い位置に設ける。 ●車椅子と自動車の座席との乗り移りの際に、車椅子使用者が体勢を安定でき、車椅子が自走しないように傾斜した場所には設けないこと。	
(3) 表示	車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で分かりやすく表示すること。	●表示は、駐車施設内の路面だけでなく、立て看板等により分かりやすい方法で表示すること。 ●道又は空地から駐車場へ通ずる出入口には、原則として、車椅子使用者用駐車施設がある旨を表示し、特に駐車施設が多数あり、複数の場所にわたる大規模な駐車場にあっては、当該出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る経路について誘導のための表示を行うこと。	

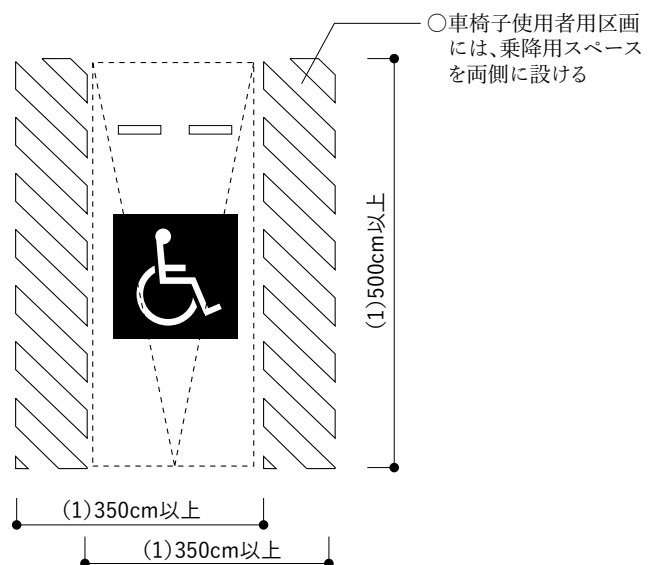
□ 駐車場の整備例



■ 車椅子使用者駐車区画への誘導サイン例



■ 車椅子使用者駐車区画寸法の考え方(1台駐車)



(1) 1台以上を幅370cm以上、奥行き600cm以上とする

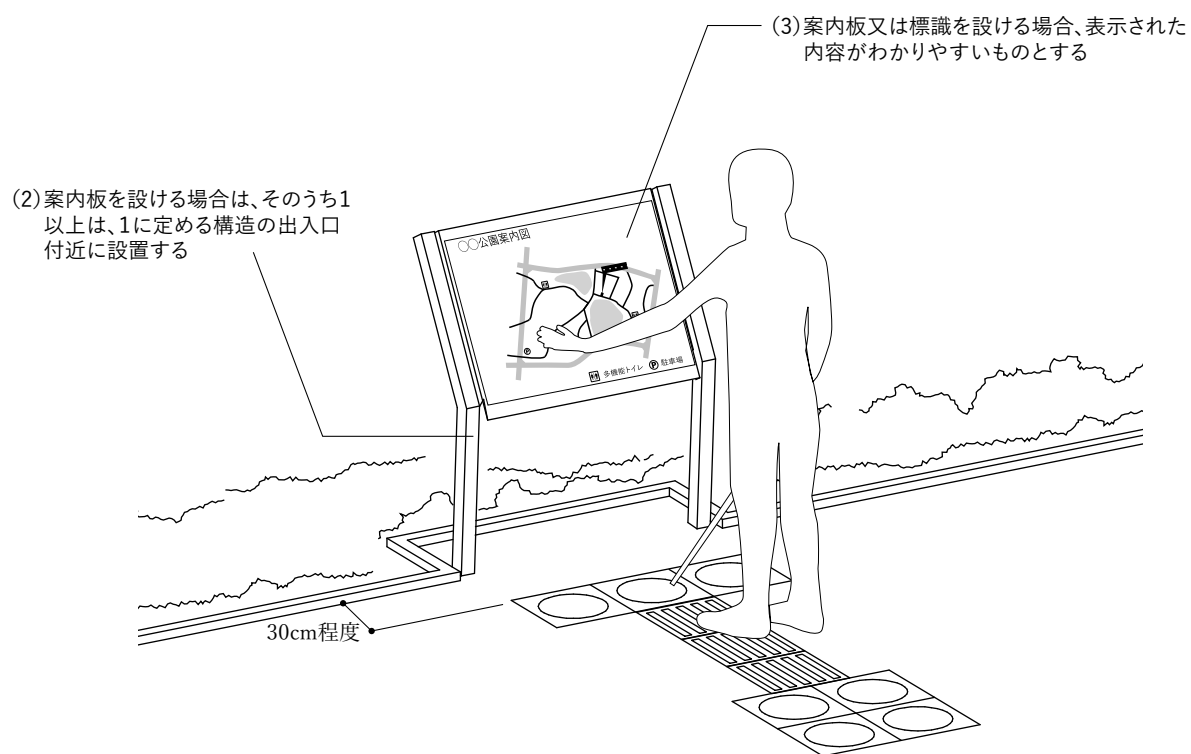
5

案内標示

整備の基本的な考え方

- 出入口付近の適切な位置に公園内の全体の様子が見える案内板を設ける。
- 公園の案内板はわかりやすく、理解しやすい内容とする。

整備基準		解 説	望ましい水準
案内標示を設ける場合は、次のように設けること。			○園路要所、分岐点等必要に応じて整備を行うこと。 ○案内板には、車椅子での利用が可能な園路及び施設を明記すること。 ○高齢者、障害者等の通行の支障とならない位置に設けること。
(1) 構造	案内標示は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。		
(2) 設置位置	案内板を設ける場合は、そのうち 1 以上は、1 に定める構造の出入口の付近に設置すること。		
(3) 表示内容	掲示板又は標識を設ける場合は、表示された内容がわかりやすいものとする。		



6

附帯設備

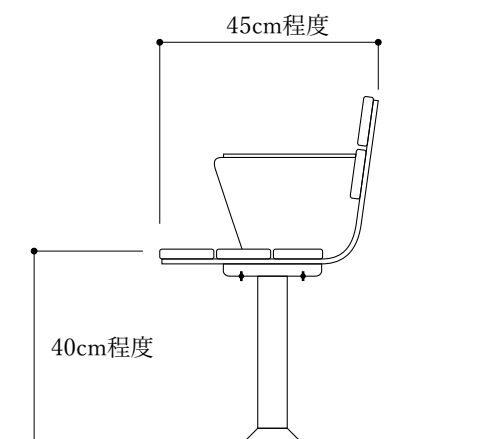
整備の基本的な考え方

○その他の公園施設についても、高齢者、障害者等の利用に配慮し、だれもが利用できるように整備を進める。

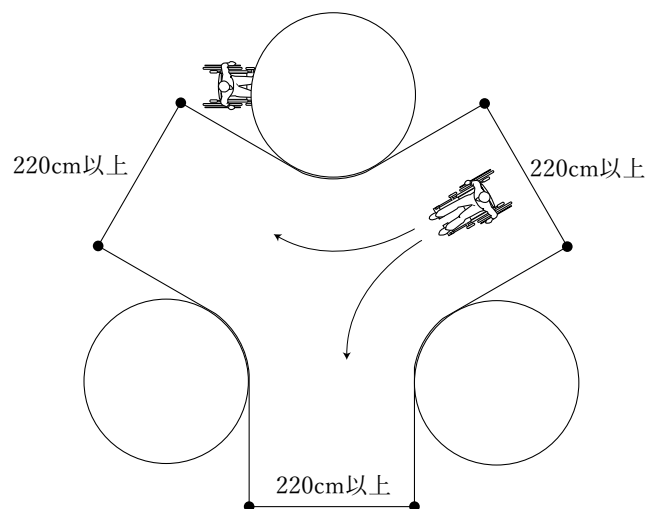
整備基準	解 説	望ましい水準
ベンチ、屋外卓その他の設備は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。	●ベンチ、屋外卓その他の設備を設ける場合は、歩行者の妨げとならないように配慮すること。	【ベンチ】 ○高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチを設置すること。 【屋外卓】 ○高齢者、障害者等が利用しやすい構造とすること 【パーゴラ・四阿（あずまや）】 ○ベンチ横に車椅子使用者が近づけるスペースを設置すること。 【水飲み器】 ○高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設置すること。 【自動販売機】 ○前面には車椅子使用者が円滑に使用できる十分なスペースを確保すること。操作ボタン・金銭投入口・取り出し口は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。

□ ベンチ・屋外卓等の整備例

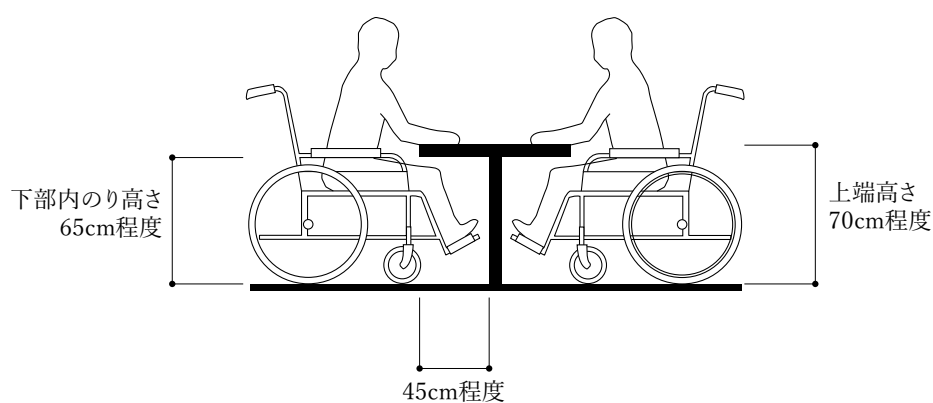
■ ベンチの仕様例



■ 屋外卓の例1



■ 屋外卓の例2



■ 水飲み器の例

